



国自安第204号の2
国自貨第62号の2
国自整第292号の2
平成26年12月25日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為
及び日車数等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別 添

国自安第204号

国自貨第62号

国自整第292号

平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行われたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定め、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月25日 国自安第204号、国自貨第62号、国自整第292号)

- 1 この通達は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定め、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新				旧			
別表	違反項目	行為	反	行	事	項	為
適用	条件	事項	初違反	再違反	再違反	再違反	再違反
法第17条第3項 安全規則第5条の2		図解超過車両の運行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車			
法第17条第3項 新設							

別表

別表

適用	条件	事項	初違反	再違反	再違反	再違反	再違反
法第17条第3項 新設							

適用	条件	事項	初違反	再違反	再違反	再違反	再違反
法第17条第3項 新設							

別表

別表